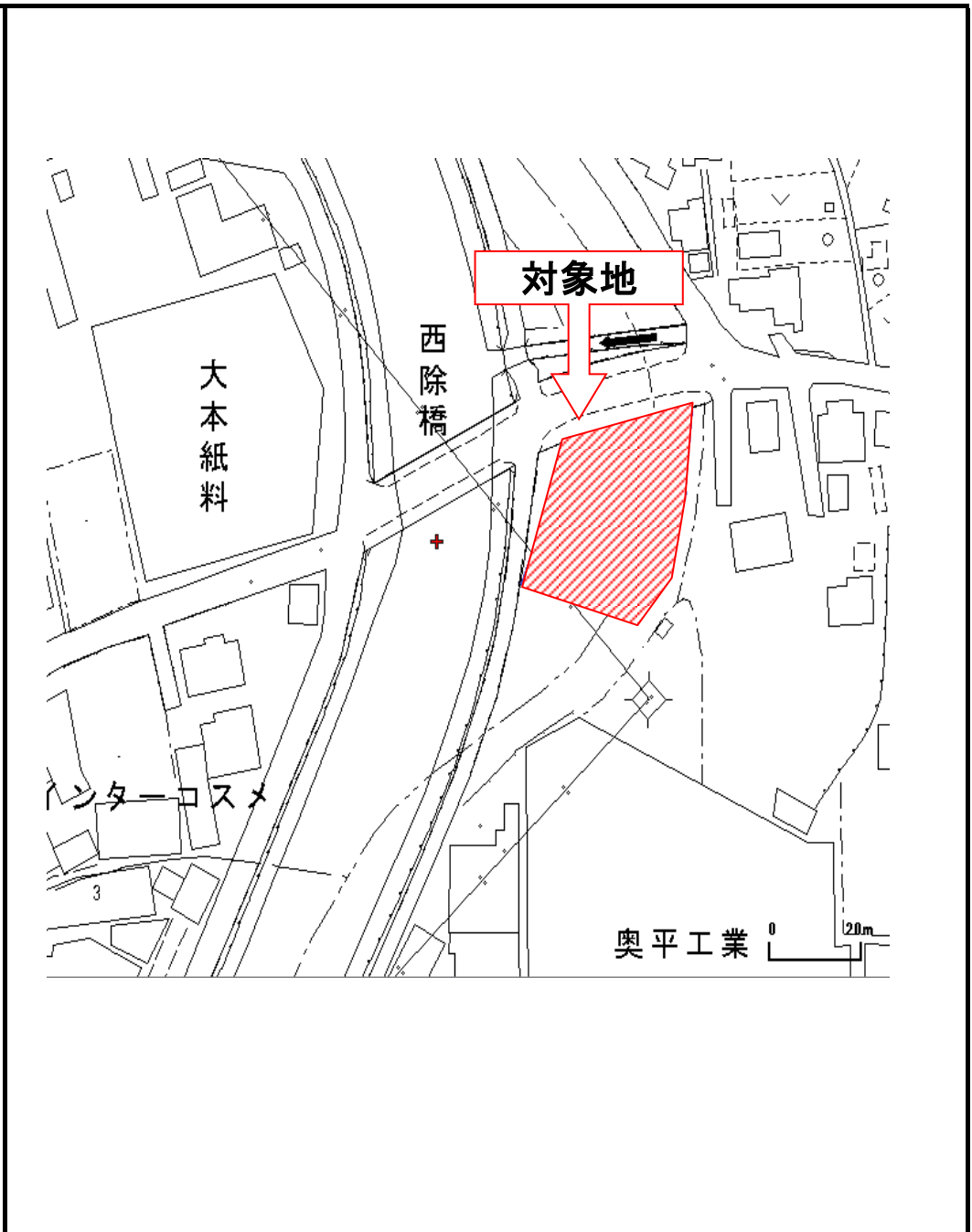


特記事項

- 6 上水道については、対象地付近には埋設されておりませんので、引込はできません。
(お問い合わせ先) 松原市上下水道管理課 電話 072-334-1550 (代)
堺市上下水道局維持管理課 電話 072-250-4694 (直)
- 7 対象地近辺には公共下水道管がありませんので、排水が生じる利用はできません。
(お問い合わせ先) 松原市上下水道管理課 電話 072-334-1550 (代)
堺市上下水道局下水道管理課 電話 072-250-9116 (直)
- 8 都市ガスについては、対象地近辺には管が存在しませんので、ガスの引込はできません。詳細につきましては、大阪ガス㈱に確認してください。
(お問い合わせ先) 大阪ガス㈱ マップメンテナンスセンター 電話 06-6202-2141
- 9 電気については対象地北側の市道上にある電柱から引込が可能です。なお、松原市域と堺市域で、電柱の管轄が異なりますので、詳細については関西電力㈱に確認してください。
(お問い合わせ先)【松原市域】 関西電力㈱羽曳野営業所 電話 0800-777-8026
【堺市域】 関西電力㈱南大阪営業所 電話 0800-777-8024
- 10 対象地のうち堺市域の一部は、西側を流れる一級河川西除川の河川保全区域に指定されております。この区域内で開発・建築・工作物の設置や撤去・形状変更、切土・盛土などの行為をされる場合には、富田林土木事務所と協議のうえ、あらかじめ河川法に基づく許可を受けてください。
なお、許可申請等にかかる費用はすべて借受者の負担になります。
(お問い合わせ先)
富田林土木事務所 管理課 電話 0721-25-1131 (代)
- 11 対象地への車両の出入りについては、対象地北側の市道からとなります。出入口の設置にあたっては、松原市又は堺市、及び松原警察署又は北堺警察署と協議のうえ、許可を受けてください。
出入口の設置等にかかる費用はすべて借受者の負担になります。
なお、堺市につきましては、設置する出入口の構造や形態等により窓口が異なりますので、事前に必ずお問い合わせのうえ協議してください。
(お問い合わせ先)
【松原市域】 松原市みち・みどり整備室維持管理係 電話 072-334-1550(代)
松原警察署交通課 電話 072-336-1234(代)
【堺市域】 堺市建設局土木部路政課占用係 電話 072-228-7417(直)
堺市北部地域整備事務所 電話 072-258-6782(直)
北堺警察署交通課 電話 072-250-1234(代)
- 12 対象地の南西端の一部の上空を、関西電力㈱の高圧送電線が通過しています。送電線の下、及び送電線の両側各3mの下においては建物や植栽の高さ制限があるほか、関西電力㈱が保守点検のため対象地内への立ち入り等をするについて、借受者が認めることが求められます。
詳細につきましては、関西電力㈱にお問い合わせください。
(お問い合わせ先)
関西電力㈱大阪南電力部 送電用地グループ 電話 06-6676-2210 (直)
関西電力㈱我孫子電力システムセンター 電話 06-6694-0641 (代)
- 13 対象地はかつて河川でありましたが、現在の河川を整備後に埋め立てられております。その過程において、少なからず廃棄物が混入していることが、過去の試掘により判明しています。借受者が対象地において掘削等を行い、廃棄物等が出てきた場合は、借受者の責任において適切に処分してください。

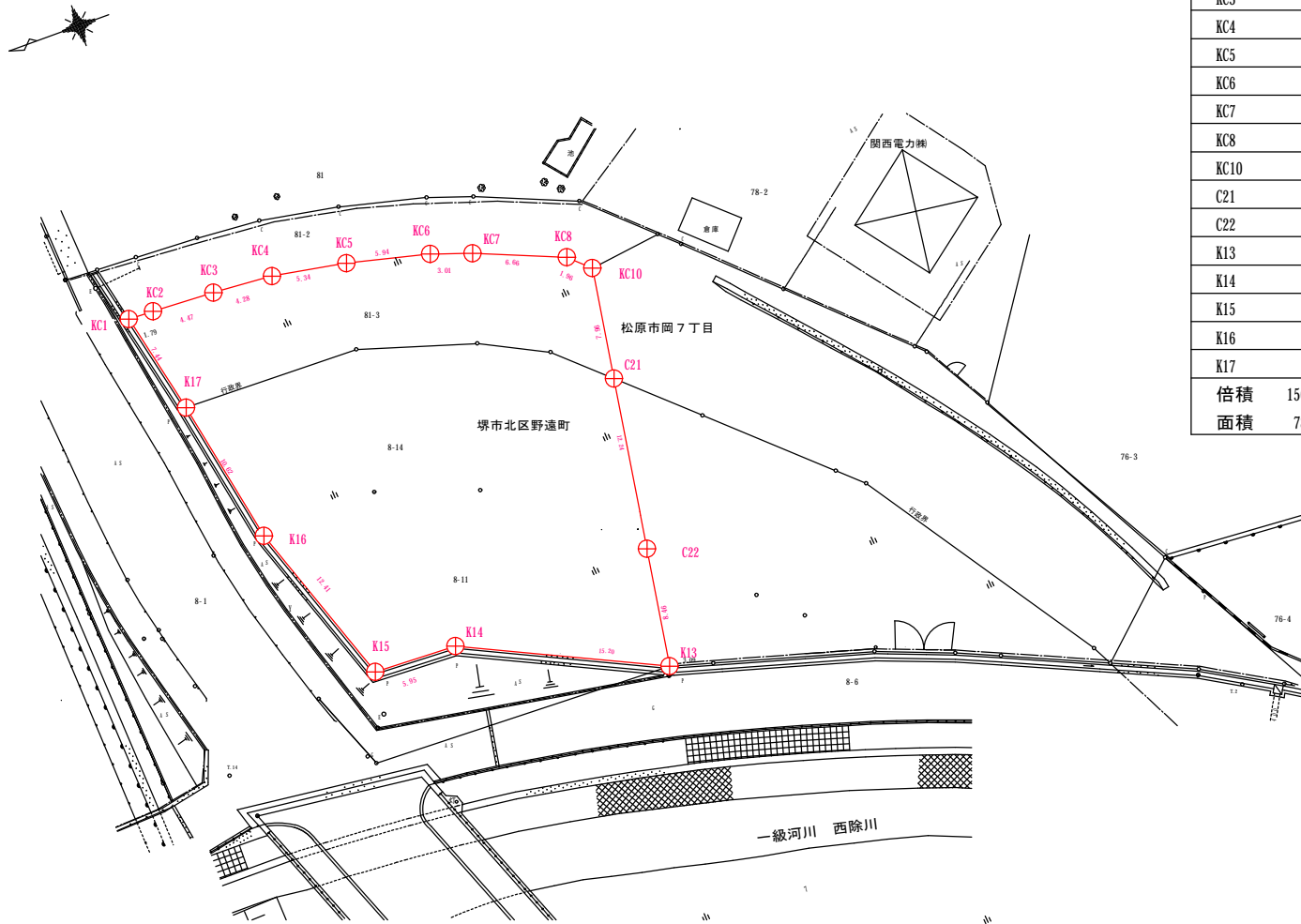
(1)位置図 (物件番号:第1号)



物件番号 1

松原市岡七丁目 8 1 番 3

堺市北区野遠町 8 番11、8 番14



測 点	X	Y
KC1	368.817	393.928
KC2	367.020	393.861
KC3	362.553	393.656
KC4	358.277	393.339
KC5	353.016	392.394
KC6	347.243	390.971
KC7	344.396	389.991
KC8	338.237	387.442
KC10	336.800	386.107
C21	338.053	378.240
C22	339.980	366.145
K13	341.312	357.788
K14	355.051	364.300
K15	360.997	364.533
K16	365.097	376.249
K17	367.169	386.665
倍積	1562.767160	
面積	781.3835800	地積 781.38 m ²

図面名	平面図
作成年月日	平成21年2月
縮尺	S = 1 : 500
事業者名	大阪府